

コーチ・アヤコ式®コーチングアカデミー 認定講師活動規約

株式会社ハートフルR&A
コーチ・アヤコ式®コーチングアカデミー
認定講師活動理念と規約

【コーチ・アヤコ式®コーチングアカデミー理念】

自分らしく自由に生きることが当たり前の未来を目指し、
自分らしく自由に輝いて生きる人を増やすこと。

【コンセプト】

『まず自分が幸せになり、自分から幸せの輪を広げる人になる♪』
『望む未来は自分で創れる！いつからでもどこからでも！自分次第♪』
をコアコンセプトとして、

私たち自身が育ってきた環境の中で、知らず知らずに植え付けられた既成概念や、幸せになる事を阻む思考枠を外し、これまでの常識、価値観にとらわれず、また、なにものにも縛られることなく、自由な心で、自己重要感を大切に、自分らしく、幸せ溢れる人生を創造し、豊かで笑顔いっぱい生きる人を増やす。

そのために、これまでとは違う新しい未来を創るための《言葉と脳の使い方》を主軸としたコーチ・アヤコ式®コーチングコミュニケーション法を広める活動をする。また、親子のコミュニケーション（かかわり方を含む）のゆがみからくる子供の心の病気の克服において大きなサポートとなるコーチ・アヤコ式®コーチング手法を広め、苦しみや悩みを抱える親と子と家族を、希望と笑顔溢れる未来へ導くサポーターとなる。

過去の呪縛、不必要な過去の常識や思い込みから自分も大切な人も開放して、誰もが自分らしく心自由に魂を輝かせて生きる未来を創るサポートをしていく。

【名称】

株式会社ハートフルR&A
コーチ・アヤコ式®コーチングアカデミー

【目的】

《言葉と脳の使い方》を変えることにより人生におけるさまざまな悩みを解決し、本当に望む未来を実現して、自分らしくこころ自由に、自信をもって生き活きと生きるための具体的な方法を広める人（認定講師）の育成。

自分も、自分の大切な人も、本当に幸せになる
新しい言葉と脳の使い方を教える人（認定講師）を育成すること。

自分から幸せの輪を広げていく人（認定講師）の育成。

【使命】

《言葉と脳の使い方》を変えて、魂に沿って自分らしく望む未来を創造する方法を伝えることで、自分らしく幸せに生きたいのに方法がわからず悩んでいる人の本質的な問題や悩みを解決し、自分らしくこころを自由に幸せに生きる人を増やす！

母親がこの方法を習得し幸せに生きる生き方あり方を子供に見せることで幸せの連鎖を創造する。

また、自らが自分らしく幸せに生きることを実現していくことで、自分から《幸せの輪》を広げていくことが究極の使命。

【活動内容】

コーチ・アヤコ式®コーチング講座6日間（33時間）を開催する権利を有する。
コーチ・アヤコ式®認定講師として、コーチングやカウンセリングを行うことができる。

【コーチ・アヤコ式®コーチング2級講座開催規約】

- (1) 開催日数： リアル講座の場合6日間。
ZOOM開催の場合12日間でもよい。
リアル講座とZOOM開催のミックス講座も可。
- (2) 開催合計時間： 33時間
- (3) 開催時間内訳： リアル講座5.5時間×6日
ZOOM開催の場合、33時間で6日分を終了していればよい。
- (4) 振替規定： 受講生が講座を欠席した場合、
講師との相談によって振替ることができます。
但し、天災、不慮の事故、闘病など、やむをえない場合は例外とします。
- (5) 資格授与規定： 全日程参加した受講生のみ、
コーチ・アヤコ式®コーチング2級資格を授与します。
(振替も出席扱いになります)
- (6) 動画配信： 認定講師養成講座の内容は、特別会員サイトにアップいたします。
- (7) 内容の表示： 講座の募集、ブログやSNS、サイトでの講座についての
発信をする際、コーチ・アヤコ式®コーチング講座であることがわかるように
表記すること
- (8) 講座開催料金
 - ①会員サイト使用無し、ZOOM講座動画無しの場合
12万円以上32万円まで（税別）で自由設定。
 - ②コーチ・アヤコ式®コーチングアカデミーが管理する『会員サイト』
(会員サイトへの動画アップを含む)を利用する場合は、50万円（税別）
で販売する事。
 - ②-1：会員サイト視聴情報（ID、パスワード）発行は、
アヤコ式®コーチングアカデミー運営事務局とする。

②-2：会員サイトへの各認定講師開催の動画アップについては、各認定講師が自分でVimeoにアップし、プライベートリンク設定にしたURLをチャットで事務局に送信すること。

②-3：会員サイトを利用する場合、会員サイトの所有権は、コーチ・アヤコ式®コーチングアカデミーにあるから、会員サイト使用料として講座代金の20%（税込）を赤松史子に支払う。

②-4：振込先

三井住友信託銀行 川西支店 普通口座 2368216
アカマツアヤコ

※振込手数料はご負担ください。

(9) テキスト代 1冊16500円（税込）
講座開催前に、運営事務局、または赤松史子に請求。

(10) テキストの受け渡し方法

必要冊数を赤松あやこから1冊16500円にて購入。前払い。
ご入金の確認ができた時点で発送とします。
宅急便等でご指定の場所に送付いたします。
海外滞在時は送付できませんので講座開催が決まり次第、
発注をお願いいたします。
返品は不可。 送料無料。

(11) テキスト代の支払い方法

お振込み、またはペイパルによるクレジット決済による前払い。
いずれも手数料はご負担ください。
振込先は、(8) ②-4と同じ

(12) 認定証の発行について

コーチ・アヤコ式®コーチング講座2級終了証発行は、
(株)ハートフルR&Aコーチ・アヤコ式®コーチングアカデミーより
発行させていただきます。

発行手数料5500円(税込み)がかかります。

発行ご依頼時に、赤松史子にお支払いください。 前払いです。

ご入金確認後、ご発送させていただきます。

※認定証の発行は、

ご依頼いただいてから1週間から1か月いただく場合がございます。

【講師活動についての規定】

(1) コーチ・アヤコ式®コーチングアカデミーの基本理念 および目的と使命に賛同し、活動内容を正しく理解し活動する。

(2) コーチ・アヤコ式®コーチングアカデミーの認定講師養成講座を全日程受講し、

同意書に同意した時点でコーチ・アヤコ式®コーチングアカデミー所属会員となり、講師規約が効力を発することとする。

- (3) 入会金 無料
- (4) 年会費 10,000円＋税 (毎年12月1日から10日までにお支払いください)
- (5) 講座開催時のライセンス料は、フリー
- (6) 開催講座資格は2級まで。1級プレミアム講座、講師養成講座開催は赤松史子とします。
- (7) 講座開催時は、必ずコーチ・アヤコ式®コーチング講座2級テキストを使用し、テキストに沿った内容で講座を開催する。
- (8) 講師として受講生に対し、安心安全な場を提供すること
- (9) 講師は受講生がポジティブで希望を感じる言葉を使うよう心掛ける。
- (10) 他団体や、他者の批判、また内部においても誹謗中傷をしないこと。
- (11) 集客、および、講座開催時は、コーチ・アヤコ式®コーチング講座であることを受講生が把握できるよう告知文に明記する。
- (12) この講座を通して広めていくものの主軸は、コーチ・アヤコ式®コーチングが目指す、自分らしく、より幸せに生きるための《言葉と脳の使い方》及び《自分から幸せの輪を広げる活動》であることを十分に理解し講座を開催する。
- (13) 個人情報に関する法令及びその他の規範に基づき行動する。
- (14) 講師の立場を利用してネットワークビジネスに勧誘することは、本来の目的から逸脱し、コーチ・アヤコ式®コーチングアカデミーの名誉を傷つけるため固く禁じます。
- (15) コーチ・アヤコが主催する講座のアシスタント業務をする際も上記(13)と同様とするとともに、アシスタントの立場を利用して自己の講座への勧誘は固く禁じます。発覚した時点でアシスタント資格を失い、損害賠償の対象となります。

会員規約

第1条

この会員規約（以下「本規約」）は、株式会社ハートフルR&A・コーチ・アヤコ式®コーチングアカデミー認定講師養成講座（以下「当アカデミー」）と、コーチ・アヤコ式®コーチングアカデミー認定講師（以下「会員」）との関係に適用し、また会員の心得、規範を明確にしています。コーチ・アヤコ式®コーチングアカデミーの認定講師養成講座の申し込みが完了した時点でコーチ・アヤコ式®コーチングアカデミー所属会員となり、講師規約が効力を発することとする。

第2条（目的）

当アカデミーは、コーチ・アヤコ式®コーチングを学ぶことを通じて、まず自分が幸せになり、自分から幸せの輪を広げる人になることを目的とします。

第3条（会員規約の変更）

当アカデミーは、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の会員規約については、当アカデミーのWEBサイト上への掲載、電子メール、書面その他当アカデミーが適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。

第4条（会費）

会費は、1年間10,000円＋（税）とします。
会費の支払いは、前年度12月1日から10日とし、事務局より連絡をいたします
会費が支払われない場合は、自動退会となり、認定講師としての活動はできません。

第5条（会費の払い戻し）

会員が既に納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとします。

第6条（有効期間）

本規約に基づく会員有効期間は、年会費の入金日の翌月から起算して1年間とします。
期間満了日の1か月前までに、会員から当アカデミーに対し、書面による特段の意思表示が無い場合には、更に契約期間を1年間自動更新するものとし、以後も同様とします。

第7条（変更の届け出）

会員は、氏名、住所、連絡先等、当アカデミーへの届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きをおこなうものとします。
会員が変更申し込みをしなかったことにより、不利益を被った場合でも、当アカデミーはその責任を一切負わないものとします。

第8条（退会）

会員は、当アカデミー所定の手続きにより、退会することができます。ただし、未払いの会費等がある場合には、会員は、退会後も当アカデミーに対する未払い分の支払いを免れないものとします。

第9条（名称の使用）

当アカデミー会員は、【コーチ・アヤコ式®コーチング講座】を開催するとき「コーチ・アヤコ式®コーチングアカデミー認定講師」の名称を使用して活動する。

また、【コーチ・アヤコ式®コーチング講座】を開催するときは、コーチ・アヤコ式®コーチングアカデミー 認定講師活動規約に準ずるものとする。

第10条（商号及び商標等の利用）

当アカデミーが定めた商号及び類似・商標等を個人的にまたはその他の目的で利用することはできない。

第11条（著作物の使用）

- (1) 講座カリキュラム、講座テキスト、その他当アカデミーが掲載するWeb上の著作物を無断にてコピー、転載、販売、配布、Web表示または記載する等の行為を固く禁じます。
- (2) コーチ・アヤコ式®コーチング講座をZOOMで開催し、録画した場合の使用は講師の復習のためのみとし、受講生に配布してはならない。

ただし、ZOOMで開催した講座の動画配布を希望する場合は、コーチ・アヤコ式®コーチング講座を50万円（税別）にて販売し、会員サイト利用料10万円（税別）を赤松史子講座運営事務局に支払う。

- (3) その手続きが完了したのち、講座運営事務局経由で会員サイトに録画動画をアップすることができる。
- (4) 会員サイト利用ID,パスワードは、講座運営事務局から発行するものとする。受講生の動画視聴期間は6か月とする。
- (5) 違反行為をした場合、当アカデミーより注意・警告を行い、改善されない場合は、当アカデミー会員の抹消ならびに、しかるべき法的措置をとるものとします。退会後もこの義務は継続します。

第12条（知的財産の帰属）

当アカデミーが創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、当アカデミーに帰属します。

第13条（知的財産の保護）

当アカデミーが作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは売却し、または公表してはいけません。

第 14 条 (禁止行為)

- (1) 会員は無断で当アカデミーの名称及び会員名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってはなりません。
- (2) 会員は無断でコーチ・アヤコ式□コーチング講座の録画動画を受講生に配布してはなりません。
- (3) その他、当アカデミーに定められた目的を理解し、第 10 条～第 13 条 第 15 条各号に定める行為、当アカデミーの主旨に反する行為等を行ってはなりません。

第 15 条 (資格の剥奪)

当アカデミーは、以下の事由に該当した有資格者に対し、何ら事前の告知をすることなく、認定資格を剥奪することが出来る。

- (1) 当アカデミーの名称【(当アカデミーが認定している資格の名称、当アカデミーが提供しているサービスの名称を含む。)】を許可なく使用し、または当アカデミーと誤認させる表現を使用した場合
- (2) 当アカデミーが主催する勉強会・セミナー等の参加者や他の会員に対して、マルチ商法、ネットワークビジネス、宗教活動への勧誘を行った場合
- (3) 学習講座の内容及びテキスト、当アカデミーからの提供物(営業支援)の転売、無断公開等当アカデミーが有する著作権を侵害した場合
- (4) 当アカデミーの定める認定カリキュラムと類似した学習教材の製作及び養成講座を開催した場合
- (5) 禁固以上の刑に処せられた場合
- (6) 当アカデミーは当アカデミーの社員、職員、アシスタントに対し、暴行、脅迫、不当要求、強要、押しかけなどの行為を行った場合
- (7) その他、資格剥奪をせざるを得ない行為を行った場合

第 16 条 (反社会的勢力への対応)

1. 当アカデミーは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消しをすることができるものとする。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)に属すると認められるとき。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき。
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 自ら又は第三者を利用して、当アカデミー又は当アカデミーの関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき。

2. 当アカデミーは、会員が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消しをすることができるものとする。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流し、偽計を用い又は威力を用いて当アカデミーの信用を毀損し、又は当アカデミーの業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 会員は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
4. 当アカデミーは、本条の規定により、会員資格の取消しをした場合には、会員に損害が生じても当アカデミーは何らこれを賠償又は補償することは要せず、またこれにより当アカデミーに損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとする。

第 17 条（個人情報保護）

会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX 番号・電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはいけません。

第 18 条（会員資格の停止・解除）

当アカデミーは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を停止または解除することがあります。

- (1) 年会費が支払われないとき
- (2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (3) 当アカデミー、他の会員または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合またはそのおそれのある行為をした場合
- (4) 当アカデミー、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (5) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (6) 当アカデミー、他の会員または第三者の名誉または信用を失墜させる行為があったとき
- (7) 本規約に違反した場合
- (8) その他、当アカデミーが会員として不相当と判断した場合

第 19 条（会員資格の取り消し）

当アカデミーは、会員が次の各号の1つに該当すると認めた場合、会員たる資格を取り消すことができるものとします。

当アカデミーの会員に対して、個人的な営業活動、政治活動、宗教、ネットワークビジネス等の勧誘を行った場合

本会員の個人情報を故意に漏洩したとき。

本人が死亡し、もしくは失踪宣言を受けた場合。

その他、当アカデミーが会員として不適格と認める相当の事由が発生した場合。

第20条 損害賠償等 (損害賠償)

会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当アカデミーが損害を受けた場合、当該会員は、当アカデミーが受けた損害を当アカデミーに賠償することとします。

第21条 (規定の効力の及ぶ範囲)

退会もしくは会員資格が停止または解除された場合でも本条の規定は継続されます。

第22条 (規定の変更・追加)

本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次当アカデミーが定めるものとします。

第23条 (免責および損害賠償)

会員は、当アカデミーの活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、当アカデミーは一切責任を負わないものとします。

万が一、当アカデミーが会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、当アカデミーは、間接損害、特別損害、逸失利益ならびに第三者からの請求および軽過失に、基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとします。

会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとします。

第24条 (残存条項)

退会した場合または会員資格が停止もしくは解除された場合であっても、第7条から第23条および本条の規定は有効に存続するものとします。

第25条 (準拠法)

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第26条 (裁判管轄)

当アカデミーおよび会員は、当アカデミーと会員の間で訴訟の必要が生じた場合、静岡地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

付則

本会員規約は、2021年1月1日より施行します。

株式会社ハートフルR&A
赤松史子講座運営事務局